

築上町告示第36号

令和元年第2回築上町議会定例会を次のとおり招集する

令和元年5月24日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 令和元年6月7日
2 場 所 築上町役場議事堂
-

○開会日に応招した議員

宗 晶子君	小林 和政君
鞆野 希昭君	池亀 豊君
工藤 久司君	宮下 久雄君
田村 兼光君	塩田 文男君
武道 修司君	丸山 年弘君
田原 宗憲君	信田 博見君

○6月10日に応招した議員

○6月12日に応招した議員

○6月13日に応招した議員

○6月20日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和元年 第2回 築上町議会定例会会議録 (第1日)

令和元年6月7日(金曜日)

議事日程 (第1号)

令和元年6月7日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- ②町長の報告
- 報告第1号 平成30年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- て
- 日程第4 議案第47号 専決処分について(平成30年度築上町一般会計補正予算(第10号)について)
- 日程第5 議案第48号 専決処分について(令和元年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について)
- 日程第6 議案第49号 専決処分について(築上町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第7 議案第50号 専決処分について(築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第8 議案第51号 令和元年度築上町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第9 議案第52号 令和元年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第10 議案第53号 築上町使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第54号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第55号 築上町特別職の職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第56号 築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第57号 築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例の制定について

- 日程第15 議案第58号 築上町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第59号 築上町森林環境贈与税基金条例の制定について
- 日程第17 議案第60号 築上町高齢者・若者活性化センター条例を廃止する条例の制定について
- 日程第18 議案第61号 築上町森林とのふれあい施設条例を廃止する条例の制定について
- 日程第19 議案第62号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第63号 物品売買契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- ②町長の報告
- 報告第1号 平成30年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第4 議案第47号 専決処分について（平成30年度築上町一般会計補正予算（第10号）について）
- 日程第5 議案第48号 専決処分について（令和元年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第6 議案第49号 専決処分について（築上町税条例等の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第7 議案第50号 専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第8 議案第51号 令和元年度築上町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第52号 令和元年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第53号 築上町使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第54号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第55号 築上町特別職の職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条

企画振興課長	……………	種子 祐彦君	人権課長	……………	神崎 博子君
税務課長	……………	今富 義昭君	住民課長	……………	吉川 千保君
福祉課長	……………	首藤 裕幸君	産業課長	……………	鍛冶 孝広君
建設課長	……………	神崎 秀一君	都市政策課長	……………	竹本 信力君
上下水道課長	……………	福田 記久君	総合管理課長	……………	石井 紫君
環境課長	……………	武道 博君	学校教育課長	……………	野正 修司君
生涯学習課長	……………	古市 照雄君	監査事務局長	……………	横内 秀樹君

午前10時00分開会

○議長（田村 兼光君） 皆様おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、令和元年第2回築上町議会定例会を開会します。

新川町長から、行政報告の申し出がありますので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） おはようございます。梅雨に入ったようでございますけれども、夕べから少し雨も降って、予想では大雨警報も出ておりますけれども、本町はまだ大雨警報まで至っていないということで、もうちょっと潤いがほしいかなといったところでございます。

皆様方にとっては、最後の任期最後の定例会ということで、そしてまた、令和になりまして最初の定例会ということで、御出席を賜りまして大変ありがとうございます。

最近の行政報告、まずやはり、先般起こった築城駅前の火災、これで火元のほか7件の被害をこうむったというような火災でございまして、なかなか水不足がという話を報告を受け、（ ）の（ ）の対応、そして、東八田からの徳光池がございましてけれども、そこからの（ ）の水不足、そして自衛隊、全てのいわゆるタンク車と本町の消防車のタンク車、それから広域消防（ ）水不足、それゆえ自衛隊に呼ばれたら、すぐに自衛隊のほうも一応いつでもできる態勢は整えておいて、要望があったらすつと来ていただいた、このような形でございました。

ということで、これから何とかということで、去る6月3日に防災会議を開きまして、雨に対する梅雨入りの前に毎年防災会議を行っておるわけでございますけれども、その防災会議の終了間際に担当者会議をしていただいて、築城基地それから広域消防それと本町の消防担当、担当者会議をしていただいて、お互い全てケツタイがとれる位置を動議して、あと皆さんに（ ）していただきたいとそのように考えて……。

それから、次に、6月1日に（ ）におきまして、6月2日にオリンピックの聖火リレーが本町に来ることが決定をいたしました。多くはまだ、県との協議残しておりますけれども、わかった形の中にお手元にも配付をしており、お配りしておりますけれども、2キロ、走者10人とい

うことでリレーをして、本町が5月13日に本町からスタートして田川市のほうに行って、こういう（ ）なっておるということで、それもお手元の資料の中に載っておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

それから、ちょっと喫煙をする方に報告、何回でも言いましたけども、一応法律が、健康増進法の法律ということで、たばこを吸わない方への配慮というか、健康を考えての法律改正ということでうたわれておりますけれども、7月1日からの施行、そして（ ）6月から、既に本町は6月1日から全ての公共施設内の敷地内も喫煙ができないと、このような形で条例改正なっておりますので、全ての公共施設の敷地内には、これは禁煙という形でいただけないとなっておると思ひますので、7月1日から施行いたしますので、皆さん、一応吸う方も、ぜひ御協力のほどお願いいたしたいと思ひます。

それからあと、（ ）連絡を、（ ）したらいいですか。そして今回、一応皆さんの最後の議会となっておりますけれども、提案としては専決処分ということで契約関係、契約といひますか、一応、補正予算の関係でございますけれども、専決それから税条例、それから国民健康保険のその条例の専決をさせていただきたいと思ひます。

それとあとは、補正予算は一般会計、国保そしてあと、条例が9件、その他の項目で公の指定、指定管理者の指定、それから物品の売買契約の締結ということで、合計17件議案を上程させていただいておるところでございますので、どうぞよろしく皆さん御審議をいただけたら、全ての議案、御採択をお願い申し上げまして、御挨拶と、また行政報告とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（田村 兼光君） これで行政報告を終わります。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（田村 兼光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、宗晶子議員、2番、小林和政議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（田村 兼光君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。議会運営委員長の報告を求めます。信田委員長。

○議会運営委員長（信田 博見君） 議会運営委員会の報告をいたします。

6月3日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程案のとおり決定しました。

6月7日金曜日、本日は本会議で議案の上げ。なお、議案第47号から50号の専決処分の場合、議案第63号の物品売買契約の案件については、当日即決することとして協議しました。

6月10日月曜日は、本会議で議案に対する質疑と委員会付託とします。

6月11日火曜日は、考案日とします。

6月12日水曜日、13日木曜日は、本会議で一般質問とします。

6月14日金曜日は、一般質問予備日とします。

6月15日土曜日、16日日曜日は休会とします。

6月17日月曜日は、厚生文教常任委員会とします。

6月18日火曜日は、総務産業建設常任委員会とします。

6月19日水曜日は、委員会予備日とします。

6月20日木曜日は、本会議で、委員長報告、質疑、討論、採決とします。

なお、委員会審議については、所管の議案審議、所管の事務質疑、所管外の議案質疑とし、一般行政事務関連については一般質問でお願いします。

一般質問の受付締め切りは、6月10日正午までとします。

以上、会期は、本日から6月20日までの14日間とすることが適当だと決定しましたので報告します。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月20日までの14日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月20日までの14日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（田村 兼光君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日提案されています議案は、お手元に配付してありますように議案第47条ほか16件です。ほかに例月出納検査報告が、配付のとおり提出されていますので、合わせて報告いたします。

次に、町長から報告があります。報告第1号、平成30年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

職員の朗読に続いて、報告内容の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 報告第1号、平成30年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、平成30年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。令和元年6月7日提出。築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 報告第1号は、平成30年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告でございますが、（ ）で（ ）承認を得ていましたが、5月31日付で全て計算が完了しましたので、お手元の提案のとおり報告を申し上げます。ありがとうございます。

日程第4. 議案第47号

日程第5. 議案第48号

日程第6. 議案第49号

日程第7. 議案第50号

○議長（田村 兼光君） 議事に入ります。

お諮りします。日程第4、議案第47号専決処分について（平成30年度築上町一般会計補正予算（第10号）について）から、日程第7、議案第50号専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）までを会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号から議案第50号は、委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第4、議案第47号専決処分について（平成30年度築上町一般会計補正予算（第10号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） **議案第47号**専決処分について、平成30年度築上町一般会計補正予算（第10号）について、平成31年3月28日付で専決処分したので報告し、承認を求める。令和元年6月7日提出。築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第47号は、専決処分です。これは一般会計補正予算（第10号）の専決についてでございます。

本件は、繰越明許の設定を4件させていただいておるところでございます。繰り越しの理由は、防衛省事業で防衛省の承認が得られたということで、3月議会では間に合いませんでしたので、

3月28日付で専決を財政課へ。道路事業等とは、橋梁改良事業ということでございます。

よろしく審議の上、御採択をお願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第47号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第47号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号は承認することに決定しました。

日程第5、議案第48号専決処分について（令和元年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 議案第48号専決処分について、令和元年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、令和元年5月24日付で専決処分したので報告し、承認を求める。令和元年6月7日提出。築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第48号は、これも専決処分でございますけど、これは令和元年度の築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分でございます。

専決は、これも毎年行っておりますけれども、31年度の歳入決算を令和元年度の予算から繰上充用するものでございます。額としては、決算見込みが1億8,700万もの歳入欠陥が見込まれておりますので、その赤字を来年度予算から30年度予算へ繰上充用するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第48号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第48号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号は承認することに決定しました。

日程第6、議案第49号専決処分について（築上町税条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 議案第49号専決処分について、築上町税条例等の一部を改正する条例の制定について、平成31年3月31日付で専決処分したので報告し、承認を求める。令和元年6月7日提出。築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第49号は、これも専決処分でございますが、築上町税条例等の一部を改正する条例の承認を求めるものであります。

本専決処分、国の関連法案が平成31年3月29日に公布、施行をされました。そして、地方税法を改正する形が町の税条例を改正することが生じたので、主な改正点は、地方法人課税における偏在是正措置や車体課税の大幅見直しをするために改正がなされております。（ ）的には、（ ）が、これはもう国の法律に基づいて改正するものでございます。

よろしく御審議いただき、御採択をお願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第49号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第49号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は承認することに決定しま

した。

日程第7、議案第50号専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 議案第50号専決処分について、築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。平成31年3月31日付で専決処分したので報告し、承認を求める。令和元年6月7日提出。築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第50号の専決処分でございますが、これは築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分。それも地方税法の一部を改正に基づいて行うものでございまして、また、関係法令が31年の3月29日に公布されました。それに基づいて（ ）どおり、本件も国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び国民健康保険税の軽減判定所得基準額の見直しを行うものでございます。

課税限度は「58万円」が「61万円」に、それから軽減判定の基準額が「27万5,000円」が「28万円」に、それから、「50万円」が（ ）ところも「51万円」に改めるようになったところでございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第50号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第50号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は承認することに決定しました。

日程第8. 議案第51号

日程第9. 議案第52号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第8、議案第51号令和元年度築上町一般会計補正予算（第1号）についてから日程第9、議案第52号令和元年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてまで、会議規則第37条の規定により、一括議題としたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号から議案第52号までの一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 議案第51号令和元年度築上町一般会計補正予算（第1号）について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和元年度築上町一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

議案第52号令和元年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和元年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。令和元年6月7日。築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第51号は、令和元年度築上町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算案は、既定の歳入歳出予算の総額127億5,990万円に2億9,547万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を130億5,537万8,000円と定めるものでございます。

歳出の主なものは、老朽化施設の解体、これが合計で7,252万5,000円、それから農地中間管理機構関連農地整備事業ということで、これが安武第4地区、それから（ ）地区等々、一応推進事業（ ）が、これの地形図作成・換地のための地権者及び相続人の調査ということで1,675万6,000円。

それから後は、農地農村地域防災減災事業3,842万円、農業水路等長寿命化・防災減災事業1,800万円、防災・安全対策交付金事業の街路事業でございますけど5,550万円等々を一応計上させていただいております。

歳入については、防災・安全交付金、それから農業農村整備事業補助金、公共施設等整備基金繰入金、それから前年度繰越金を一応財源としております。

また、人事異動に伴う人件費の補正をさせていただいており、そして地方債の変更を2件計上させていただいております。

よろしく御審議のいただき、御採択をお願いいたします。

次に、議案第52号令和元年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてで、

本補正予算案は、既定の歳入歳出予算の総額21億1,979万6,000円に29万7,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を21億2,009万3,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、旧被扶養者減免の見直しに伴うシステム改修経費でございます。

歳入については、一般会計から繰入金を29万7,000円、一応歳入歳出それぞれということで、よろしく御審議をいただき、御採択をお願いいたします。

日程第10. 議案第53号

日程第11. 議案第54号

日程第12. 議案第55号

日程第13. 議案第56号

日程第14. 議案第57号

日程第15. 議案第58号

日程第16. 議案第59号

日程第17. 議案第60号

日程第18. 議案第61号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第10、議案第53号築上町使用料条例の一部を改正する条例の制定から、日程第18、議案第61号築上町森林とのふれあい施設条例を廃止する条例の制定についてまでを会議規則第37条の規定により、一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号から議案第61号までを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） **議案第53号**築上町使用料条例の一部を改正する条例の制定について。標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第54号築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第55号築上町特別職の職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第56号築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第57号 築上町家庭的保育事業等設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第58号 築上町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について。標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第59号 築上町森林環境譲与税基金条例の制定について。標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第60号 築上町高齢者・若者活性化センター条例を廃止する条例の制定について。標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第61号 築上町森林とのふれあい施設条例を廃止する条例の制定について。標記条例案を別紙のとおり提出する。令和元年6月7日提出。築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第53号は、築上町使用料条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例案は、築上町高齢者・若者活性化センター条例の廃止に伴い、築上町使用料条例の一部を改正するものでございます。

愛椎の館、これが（ ）で壊すということで、（ ）と（ ）を廃止するものでございます。

次に、議案第54号は、築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本条例案は、7月29日から国際交流員の任用をするわけでございます。報酬額をこの任用によって定める必要がございます。よって、築上町特別職の職員で非常勤のものの費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

1年目については、28万円の予定となって、続いて2年目30万円、3年目32万5,000円、4年目以降33万円、一応、（ ）の契約であります。

次に、議案第55号は、築上町特別職の職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本議案は、本町職員の不祥事に関し、町政執行の責任者として築上町の信用を傷つけ、町民の信頼を損ねたこと、職員への監督責任を明らかにするために、町長及び副町長の給与月額を令和元年7月1日から令和元年8月31日までの2カ月間、100分の20に相当する額を減じる条例案であります。

次に、議案第56号 築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する省令の施行に伴い、築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願ひいたしたい。

それからあと57号が、築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定でございますが、これも前条例と同じく、条例の一部を改正する省令が施行されるような形で改正するものでございます。

次に、議案第58号築上町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本条例案は、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、条文を整理するため、築上町水道法施行条例の一部を改正するものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願いしたい。

次に、議案第59号築上町森林環境譲与税基金条例の制定でございますが、本条例案は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、築上町内の森林の整備に必要な資金を積み立てるために、新たに条例を制定するものでございます。

次に、議案第60号築上町高齢者・若者活性化センター条例を廃止する条例の制定についてでございますが、庁舎建設のため若者活性化センターを廃止して、庁舎の（ ）でございます。

次に、議案第61号築上町森林とのふれあい施設条例を廃止する条例の制定についてでございますが、本条例案は、築上町森林とのふれあい施設の廃止に伴い、森林とのふれあい施設条例を廃止するものでございます。これは、ビラ・パラディの施設解体という形でこれを廃止するものでございます。

以上でございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願いいたします。

日程第19. 議案第62号

○議長（田村 兼光君） 日程第19、議案第62号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 議案第62号公の施設に係る指定管理者の指定について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、町議会の議決を求める。令和元年6月7日提出。築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第62号は、公の施設に係る指定管理者の指定についてでございますが、本案は、建築中の越路地区学習等供用施設に係る指定管理者の指定についてでございます。

本施設完成後に、指定管理者による管理を予定しております。つきましては、指定管理者の指定を行うために、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、町議会の議決を求めるものでございます。

なお、越路自治体に指定管理するものでございますが、公募を行わない合理的な理由ということで、越路地区のための学習等供用施設というふうなことで、越路自治会の（ ）をするものでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択くださいますようお願いいたします。

日程第20. 議案第63号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第20、議案第63号物品売買契約の締結についてを会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号は委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第20、議案第63号物品売買契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 議案第63号物品売買契約の締結について「町単独事業」築上町パソコン等機器調達について、次のように、物品売買契約を締結するものとする。令和元年6月7日提出。築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案63号は、物品売買契約の締結についてでございます。

本案は、築上町パソコン等機器調達をするものでございます。

本契約は、令和元年5月24日に5者による指名競争入札を行い、結果は別紙入札結果表のとおりでございます。

富士ゼロックス福岡株式会社北九州支社が、消費税込みで3,943万5,768円で落札して、現在仮契約をしたものであります。

なお、購入する機器は、パソコン320台、プリンター17台、外づけDVDドライブ50台、あとマイクロソフトオフィススタンダード2019、320ライセンス、ウィンドウズ10プロフェッショナルアップグレード、これが1ライセンスということで、一応、物品売買の契約をしたものでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑のある方。武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） パソコンとプリンターのことでちょっとお聞きしたいと思いま

す。

まず、パソコンなんですけど、容量、メモリーとかハードディスクの容量はどれぐらいあるものなのか。現状の業務的に支障があるのかないのかも含めて、どのぐらいの容量で考えて購入を決定したのかを教えてください。

それとプリンターについては、インクジェットなのか、レーザープリンターなのか、今、各職場にコピー機等は、コピー機に直接プリンターも設置、つなげてというふうにもあるんだろうと思って、17台のプリンターの内容の必要性と、インクジェットとかレーザーとか、そういうのも含めて説明をお願いしたいという。

○議長（田村 兼光君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務の元島でございます。

まず、パソコンの関係なんですけども、ハードディスクのメモリーは256メガ以上ということで、契約書のほうに記載をしておりました256メガのハードディスクということで、（ ）。ただ、プリンターにつきましては、インクジェットではなくてレーザープリンターを今現在も使用しておりますので、各学校で今財務会計や事務等で使っているプリンターと（ ）思いますけども、そういうやつなので、レーザープリンター（ ）。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） パソコンのこともう少しお聞きしたいと思います。256メガというような話だったんですけど、メモリーは幾らで、ハードディスクが幾らなのかを教えてください。

○議長（田村 兼光君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 大変申しわけございません。メモリーにつきましては、8メガでございます。8メガギガバイトで、SSDの256ギガバイト。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） いいですか。（「済みません」と呼ぶ者あり）武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） メモリーが8メガ、8ギガの間違いではないかなと。（「済みません、8ギガ」と呼ぶ者あり）256というのは、これハードディスクじゃないと思うんです。ハードディスクは通常は500ギガとか、少なくとも250ギガのハードディスクは入っているんじゃないかなと思うんですけど。皆さん、職員の方たちもパソコン持たれている方が、その256メガみたいな話がないということですけど、これはちょっとその数字が違うものを読んでいるんじゃないかなと。

○議長（田村 兼光君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 大変申しわけございません。ハードディスクにつきましては

500ギガバイトです。SSDのほうが256になっております。済みません。（「わかっちゃよ
りゃ聞くなや」と呼ぶ者あり）

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第63号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第
63号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可決されま
した。

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

議案に対する資料要求及び所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、所定の様式で事務
局まで提出してください。

なお、一般質問の締め切りは、6月10日月曜日の正午までとします。

これで散会します。御苦労さまでした。

午前10時41分散会
